

## 2022年度第2回愛知県地域医療対策協議会 議事録

**開催日時** 2023年3月15日（水） 午後4時30分から午後5時50分まで

**開催場所** 愛知県庁本庁舎6階 正庁

### 出席委員

伊藤伸一委員（一般社団法人愛知県病院協会会長）、小出委員（公益社団法人日本女医会愛知県支部支部長）、小寺委員（名古屋大学医学部附属病院病院長）、澁谷委員（愛知県保健所長会監事）、白木委員（藤田医科大学病院病院長）、谷口委員（公益社団法人全国自治体病院協議会愛知県支部支部長）、道勇委員（愛知医科大学病院病院長）、長谷川委員（独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター院長）、伴委員（愛知医科大学医学教育センター特命教育教授）、柵木委員（公益社団法人愛知県医師会会長）、山本直人委員（愛知県地域医療支援センターセンター長）（五十音順、敬称略）

### ●開会

（愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 有川室長）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から「2022年度第2回愛知県地域医療対策協議会」を開催いたします。

私は事務局の医務課地域医療支援室の有川です。よろしくお願ひいたします。

開会に当たりまして、保健医療局長の吉田から御挨拶を申し上げます。

（愛知県保健医療局 吉田局長）

本日は、お忙しい中、2022年度第2回愛知県地域医療対策協議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃は、新型コロナウイルス感染症対策を始めまして、本県の保健医療行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、本協議会は本県の医師確保方策に関して、地域枠医師の派遣調整や臨床研修に関する事項などについて、御協議いただく場でございます。今年度は8月に開催した前回に続いて、第2回の開催でございます。

本日は協議事項が7件、報告事項が4件ございます。協議事項が7件と大変多くなっておりますが、2023年度の地域枠医師の派遣先医療機関や2024年度初期臨床研修医募集定員の配分など、いずれも重要な内容となっておりますので、それぞれ御協議を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

限られた時間ではございますが、幅広い観点から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 有川室長)

続きまして、委員の皆様の御紹介でございます。本来であれば、おひとりずつ御紹介し、御挨拶いただくところですが、時間の都合により、資料としてお配りしております委員名簿と配席図により、紹介に代えさせていただきますと存じます。

次に、定足数の確認です。現在、11名の御出席をいただいております、定足数である委員半数の8名を上回っておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

また、本日は傍聴者が1名と報道関係の方がいらっしゃいますので、よろしく申し上げます。

傍聴者の方は、お手元の「傍聴される皆様へ」に記載されている事項を遵守いただきますようお願いいたします。

次に、本日の資料の確認をお願いいたします。

A4サイズで、次第と委員名簿と、配席図がございます。それと、A3サイズで右肩に資料番号が振ってありますが、資料の1から資料の11まで、資料4につきましては資料4-1、4-2、4-3と3つに分かれております。

参考資料といたしまして、参考資料の1から参考資料5までございます。不足がございましたら、お申し出ください。なお、資料3から資料7につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、会議終了後は机の上に置いたままでお願いいたします。また、傍聴者の方へは、資料3から資料7は配付しておりません。

それでは、議事に入ります。ここからの進行は議長の柵木会長をお願いいたします。

(柵木会長)

愛知県地域医療対策協議会会長の柵木でございます。

委員の皆様方の御協力をいただき、円滑な議事の進行に努めてまいりますので、よろしくご協力の程お願い申し上げます。それでは、協議に入ります前に、本日の会議の非公開・公開について、事務局から説明申し上げます。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 有川室長)

協議事項(3)については、公開することによって個人が特定される恐れがあるため、また、協議事項(4)、(5)、(6)、(7)については、公開することにより率直な意見交換を妨げる恐れがあるため、「愛知県地域医療対策協議会設置要綱」第9条に基づき「非公開」とし、それ以外は公開とさせていただきますと思います。

(柵木会長)

よろしいでしょうか。本日の会議の協議事項(1)及び(2)と報告事項(1)から(4)までは公開とし、協議事項(3)から(7)までを非公開とします。

続いて、議事録署名者を決定したいと思います。署名者は、協議会設置要綱第10条に基づき、会長が委員2名を指名することとなっております。

今回は、白木委員と谷口委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(白木委員・谷口委員)

## 【承諾】

(柵木会長)

それでは、協議に入ります。最初に、協議事項(1)「2023年度医師派遣推進事業に関する決議」について、事務局から説明をしてください。

## ●協議事項

### (1) 2023年度医師派遣推進事業に関する決議

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

地域医療支援室の石原と申します。よろしくお願ひいたします。

資料1を御覧ください。当事業は、医師不足などにより救急医療提供体制の維持が困難な地域にある医療機関へ医師派遣を行う医療機関に対して、医師を派遣することにより生じる逸失利益を補助するものでございます。

「2 実施状況」を御覧ください。国の「医師派遣等推進事業」の創設に合わせ、本県では、平成20年度から事業を開始し、平成22年度からは、地域医療再生計画に位置付けて事業を実施し、平成26年度からは、地域医療介護総合確保基金を財源として実施しております。

令和5年度の実施予定については、表のとおりでございます。派遣先の医療機関は4医療圏の5病院、派遣元の医療機関は5病院、ともに今年度からの変更はございません。予算額も今年度と同額の1706万円となっております。

次に、「4 その他」をご覧ください。こちらは、日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院から愛知県精神医療センターへの派遣につきまして、医師派遣推進事業以外の医師派遣として、補助金は交付しておりませんが、当協議会の前身であります地域医療支援センター運営委員会において承認し、2019年度から実施しており、来年度の派遣継続につきまして、医師派遣推進事業における医師派遣と併せて承認をお願いするものでございます。

最後に、「5 今後の課題・取組」ですが、先程「2 実施状況」でこれまでの経緯を御説明しましたとおり、本事業は地域医療再生計画に位置付けられた医師派遣を補助対象として継続し、現在に至っております。今後、来年度に予定している次期医師確保計画の策定と併せて、見直しの検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。御協議よろしくお願ひいたします。

(柵木会長)

はい、ただいまの事務局の説明に対して、何かご意見等ございますでしょうか。よろし

いでしょうか。これは前からずっとやっておる事業ですので、特にご異存はないだろうと思います。はい、それでは協議事項（１）については承認ということにさせていただきます。

続いて、協議事項（２）「2024年度入学の地域枠定員に関する決議」について、事務局から説明をしてください。

## （２）2024年度入学の地域枠定員に関する決議

（愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐）

資料２を御覧ください。2024年度の地域枠定員につきましては、来年度の早い時期に国から都道府県及び各大学医学部に対して意向調査が行われることが想定されますので、本日議題としてあげております。

まず、「１ 国の方針」でございますが、昨年11月4日付けで文科省・厚労省連名の通知が発出されておりました、抜粋してお示ししております。カッコ１及び２の太字としている部分に記載のとおり、「令和6年度の医学部総定員」は令和5年度までと同様、令和元年度の定員を上限とすること」及び「令和5年度末を期限とする臨時定員増の枠組みについては、令和6年度末まで1年間延長とする」方針が国から示されております。

次に、「２ 本県の現状」ですが、本県の医師偏在指標は全国27位で、医師確保計画上では医師少数でも多数でもない県となっておりますが、全国値を下回っております、医師が充足している状況にはございません。また、国の医師需給推計では2036年時点におきまして、県内の名古屋・尾張中部医療圏と尾張東部医療圏以外の9医療圏で医師不足が見込まれている状況となっております。さらに、2022年3月に公表された、「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」の結果によると、本県の医療施設に従事する人口10万対医師数は全国第38位となっております。

以上を踏まえまして、「３ 県の方針（案）」でございますが、2024年度の地域枠の入学定員につきましては、現状の32名を維持する方針としたいと考えております。

なお、本案につきましては、県内の4大学にも意見照会し、確認の上、提出させていただくとともに、本日の協議会に先立ち開催しました地域枠医師赴任等調整部会において御協議いただき、部会としての了承を頂いておりますので、御報告させていただきます。

説明は以上です。御協議よろしくお願いたします。

（柵木会長）

2番の2024年度入学の地域枠定員に関する決議、これについて何かご質問等ございますでしょうか。

資料にございますように、今は名大が5名、名市大が7名、それから愛知医大と藤田医大が10名の合計32名ということでございますが、②のところに入学者数が書いてございますが、当面この定員数を令和6年度末まで、延長するというので、よろしいでしょうか。

それでは、協議事項（２）については、承認することとします。

続いての協議事項に移りたいと思いますが、ここからは非公開となります。事務局は、傍聴者の方を退席させてください。記者の方も御退席ください。

(非公開)

(柵木会長)

それでは、報告事項(1)「2023年度の地域枠医師の派遣等の状況」について、事務局から説明をしてください。

## ●報告事項

### (1) 2023年度の地域枠医師の派遣等の状況について

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

資料8を御覧ください。こちらは来年度4月1日時点の入学年度別の各地域枠医師の状況をまとめた表となります。来年度から新たに29名の医師が臨床研修を開始、22名の医師が専門研修を開始する予定となっております。地域派遣については、協議事項(3)でご説明いたしました15名を含めた28名となる予定です。説明は以上です。

(柵木会長)

現状の報告ですが、よろしいですね。

それでは、続いて、報告事項(2)「臨床研修病院の指定における外部有識者の選定」について、事務局から説明をしてください。

### (2) 臨床研修病院の指定における外部有識者の選定について

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

資料9を御覧ください。

2022年2月14日に開催された2021年度第2回の本協議会において、基幹型臨床研修病院の指定に関する協議の中で、指定申請のあった病院に対する書面調査及び実地調査に協力いただく外部有識者選定の基準を設けた方が良いとの御指摘がありましたので、選定基準を定めることとしました。

「3 対応案」を御覧ください。今後、外部有識者を選定する際の選定基準を記載しております。

- ・現在、愛知県内の基幹型臨床研修病院に勤務していないこと。
- ・基幹型臨床研修病院の院長・副院長を経験し、かつ基幹型臨床研修病院の研修管理委員会の委員を複数年経験した知見を有する者。
- ・外部有識者は最大で2名までとする。

以上のとおり対応してまいります。説明は以上になります。

(柵木会長)

これは報告事項ということですが、これはまあ、伴委員だったと思いますね。ご意見どうですか。

(伴委員)

選定基準については、プログラム責任者養成講習会というのがあるんですけど、それぞれ臨床研修委員会を統括するようなプログラム責任者を対象とした講習会です。昔はそのプログラム責任者養成講習会に参加するということが必須ではなかったんですけど、最近では必須になっています。それで、このプログラム責任者養成講習会というのは全体の構成をきちっと理解できるように学ぶ講習会ですので、私はプログラム責任者養成講習会に参加歴のある方という条件をもう1個加えておいた方が良いと思います。と申しますのは、役職指定でやっている方も結構おられますので、そのプログラム責任者養成講習会の参加歴を加えると、職務としての内容、能力があると推定されると思いますので提案したいと思います。

(柵木会長)

はい。どうですか。事務局いかがですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 有川室長)

他の委員の皆さんもよろしければ、事務局としては、項目に入れていきたいと思います。

(柵木会長)

養成講座というのは結構たくさんの方が講習を受けているんですか。

(伴委員)

今はもう毎年約400人ずつ講習を受けております。

(柵木会長)

はい、澁谷委員。

(澁谷委員)

今のご意見に賛成なんですけど、それだけに限らずですね、その他、このような人を確保するのが困難な時には、これに準じると認められるような知見を有する者を加えるというように、もう少し柔軟な条件としてはどうでしょうか。今の研修でもいいですし、知見を有するものとこれと同等の、あるいはこれと認められるような知見を有するものというように、一つ加えておいて、もう少し柔軟な対応ができるように。多分、これは内規的

なもので外に発表するとかそういうことではないので、そういうものを加えておかれては、その他みたいな形になると思うんですけど、いかがでしょうか。提案です。

(柵木会長)

これは事務局が決めるということで報告事項になっているということなんではないでしょうか。それに準ずる者、講習を受けた者に準ずる者ということですね。あまり選考が、リジッドになり過ぎても、なかなか人がいないということにもなるかもしれません。まあちょっとゆるめた方がいいんじゃないかというご提案ですかね。いかがでしょう。あまりガチガチというのは、なかなか選任するのも大変だなという感じは確かにしますから、そういうことでよろしいですかね。伴委員よろしいですか。

はい。では今の澁谷委員の提案を受けてですね、それに準ずる者ということで、事務局よろしくお願ひしたい。

他にこの点に関しては何かご意見はございますでしょうか。

はい、続いて、報告事項(3)「愛知県医師確保計画の見直し」について、事務局から説明をしてください。

### (3) 愛知県医師確保計画の見直しについて

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

資料10を御覧ください。愛知県医師確保計画の見直しについて説明いたします。

本県では2019年度に「愛知県医師確保計画」を策定し、2036年までに医師偏在是正を達成することを長期的な目標として取り組んでおります。現行の計画期間が2023年度までとなっておりますので、2024年度から2026年度までを計画期間とする新たな医師確保計画を策定するものです。

「3 見直しの考え方」を御覧ください。今月中に新たな医師偏在指標及び医師確保計画策定ガイドラインが国から提示される予定ですが、主な指標等の考え方は資料に記載のとおりとなる見込みです。

(1) ですが、大きな変更はありませんが、新たな医師偏在指標と医師少数区域の設定に関する考え方が示される見込みです。

(2) 医師少数スポットに関しては、原則、市区町村単位での設定となる見込みです。

(3) 目標医師数の設定ですが、医師少数区域以外の目標医師数は、原則、計画開始時の医師数が設定上限数となる見込みです。

また、医師少数都道府県以外は、自県の2次医療圏の設定上限数の合計が、都道府県の計画開始時の医師数を上回る場合は、都道府県の計画開始時の医師数を上回らない範囲で、各2次医療圏の目標医師数を設定することとなる見込みです。

(4) 現行医師確保計画の評価については、令和4年度の三師統計の統計結果が次期医師確保計画策定時までに公表されないこと等から、病床機能報告等のデータを参考として評価を行うことが想定されています。

また、計画策定及び今後の医師確保対策の検討にあたり、病院における必要医師数を把

握するため、来年度の初めに県内医療機関への調査を実施する予定です。  
スケジュールについては、資料に記載のとおりとなります。  
説明は以上です。

(柵木会長)

はい、この医師確保計画について、2036年度までに医師偏在是正を達成することを目標としていると、こういうふうに掲げておりますけれども、何かご質問あるいはお考え等ございましたらご議論いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、続いて、報告事項(4)「2023年度地域医療支援センター事業計画」について、事務局から説明をしてください。

#### (4) 2023年度地域医療支援センター事業計画について

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

資料11を御覧ください。2023年度地域医療支援センターの事業計画について説明いたします。

資料の全体の記載ですが、各事業、2023年度の予算額と括弧書きで今年度の予算額を記載しております。それから、事業実績は昨年度の実績となっております。

冒頭に全体の予算額を記載しております。医師確保対策事業が3億円程度の減となっておりますが、これは2ページ7の地域医療勤務環境改善体制整備事業の補助見込み額の減によるもので、その他の事業は概ね今年度と同様の実施内容となっております。

まず、医師確保対策事業ということですが、「1 病院へのヒアリング調査等」でございます。こちらは医師不足病院の実態の状況確認をいたしまして、今後の医師確保対策の参考とするために、へき地医療拠点病院、地域枠医師の派遣先病院など幅広く病院に赴きまして、ヒアリング調査を実施しております。なお、財源も記載しておりますが、医師確保対策事業につきましては、「3 寄附講座」の一部と「9 専門医認定支援事業」、「10 その他の医師確保事業」以外は、いずれも地域医療介護総合確保基金繰入金による事業となっております。

次に、「2 地域医療確保修学資金貸付金」でございます。県内の地域枠医学生を対象としまして、将来、県の指定する公的医療機関等で貸与期間6年の1.5倍、9年間になりますが、勤務すれば返還義務を免除するという修学資金の貸与をしております。来年度の貸与予定につきましては、「(2) 貸与者数」のところにございますとおり、191名を予定しております。

次に「3 寄附講座」でございます。県内の医学部を設置する4大学に継続して寄附を行いまして、地域医療学の寄附講座の設置をお願いするという事業となっております。

続きまして、「4 医師派遣推進事業」につきましては、本日、協議事項(1)で御承認いただいた事業となっております。派遣元の病院に対して逸失利益の補助をする事業となっております。

右側にいきまして、「5 医師無料職業紹介事業(ドクターバンク)」につきましては、



医師無料職業紹介窓口を開設しまして、勤務先を求めている医師と医師を求めている県内の病院に登録を呼びかけまして、両者の調整を行うという事業でございます。こちらは、平成18年度から愛知県医師会に委託して実施しております。

次に、「6 女性医師等就労支援関係事業」ということで3つ記載してございます。本県では、「(1) キャリア教育推進事業」、「(2) 女性医師等復職研修事業」、「(3) 短時間勤務制度等利用促進事業」という3件の女性医師等の就労支援に関する補助事業を実施しております。

2ページを御覧ください。「7 地域医療勤務環境改善体制整備事業」でございます。こちらは医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う事業となっております。

次に、「8 医療勤務環境改善支援センター事業」でございます。当センターにつきましては、本県では平成28年2月から設置しております、勤務環境改善に取り組む医療機関の支援を行っております。今年度は、愛知県医師会に運営を委託して実施しております。

次に、「9 専門医認定支援事業」でございます。こちらに関しましては、財源は国庫補助でございます。昨年度からは、指導医派遣のほかに地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定に対しても補助をすることとして実施しております。

次に、「10 その他の医師確保事業」ということで、ただいま説明しました以外に、研修医募集に関わる事業といたしまして、臨床研修指定病院合同セミナーへの参加、また臨床研修ガイドブックの作成等を行ってまいります。その他、相談・支援事業ということで、地域医療支援センターにおきまして、医師からの相談に対応するとともに助言等を行ってまいりたいと考えております。

最後に、「へき地医療対策事業」でございます。本県では、地域医療支援センターにおきましてへき地医療対策も担っております。「1 へき地医療支援機構」、「2 へき地医療拠点病院、へき地診療所への支援」の2項目となっております。

「1 へき地医療支援機構」につきましては、へき地医療の関係者による会議の開催や研修会の開催の他、代診医の派遣調整など、引き続き、へき地医療対策を推進することとしております。なお、今年度は、知多厚生病院にへき地医療支援機構の分室及び担当医師を置いて事業を実施しているところでございます。

また、「2 へき地拠点病院、へき地診療所への支援」といたしましては、運営費や設備整備に対する補助事業を実施して支援を行ってまいります。

簡単ではございますが、説明は以上とさせていただきます。

(柵木会長)

ただいまの事務局からの地域医療支援センターの事業についての事業計画、報告がございましたが、何かご質問等ございますか。

地域医療コーディネーターを4大学に配置して、先ほどセンター長がおっしゃいましたように、いろんなミーティングをしたり、あるいは病院訪問したりというようなことをやる。これ、予算の中に少しは入っているのですか。そういうコーディネーターが動くため

の予算、どの辺にどのぐらい入っているのですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

そのコーディネーターの費用に関しましては特別予算措置をしていないんですけども、もともと、先ほど説明しました中の、各大学の方に設置しております寄附講座の中で、実はそういった学生に対する支援を行うコーディネーターの業務に当たるものが、もともと盛り込まれておりました、なので前回の協議会の際にも説明をさせていただいたんですけども、もともと寄附講座の中で実施する予定だったものを、今回新たにコーディネーターを配置して、大学の方でやっていただくということで、県が直営でやっていたものを、本来の寄附講座の業務として各大学に行ってくださいということで、コーディネーターの費用がそちらの方でもともと含まれているということで、やっていただいております。

(柵木会長)

すると、それまではどういうところから費用が出ていたのか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

それまでは、県の地域医療支援センターの方で、各学生なり地域枠医師に対するいろんな相談対応だとか、ヒアリングだとかというものを全部直接やっておりました。

それを今年度から各大学のキャリアコーディネーターの方に担っていただくという形で、地域枠医師の数がどんどん増えていくということもございましたので、そういう形に、県で直接やっていたものを各大学へ下ろしていくという形で、運営をしているところです。

(柵木会長)

特別な予算措置はいらないということですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

はい。そういうことになります。

(伴委員)

今のキャリアコーディネーターのことについてお尋ねしたいんですけども、キャリアコーディネーターというのは非常にいい制度で、それぞれの大学で地域枠学生に対する、先ほど発言しましたような意義とかそういうものを、コミュニケーションしながら育てていくというものなんだと思いますが、寄附講座の設置期間は2024年3月31日となっておりますよね、少なくとも現在の設置は。そうしますと、見通しとして結構なんですけど、その後はどうなりそうでしょうか。というのは、もしそれでもう寄附講座というのは今後更新されないということになったら、今のお話ですと、その寄附講座のお金からコーディネーターの費用も支出してもらおうという仕組みになっているようですので、これはもうそのコーディネーターの仕組みがなくなってしまうことになりそうなんですけれども。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

こちらについては、まだ当然県の方でも予算の議論が必要になりますので、今後継続するという事は確約はできませんけども、私どもとしては、まだ地域枠の定員も維持されているということもありますし、また当面、在学中、それから研修、義務年限を果たす地域枠医師も今後まだ増えていくという段階ですので、今廃止するという事は事務局としては考えておりませんが、内容の見直しとか、より充実を図っていけるのかという、予算の議論を踏まえて、方向性については改めてお示しをさせていただきたいと思います。

(柵木会長)

他に何か。どうぞ。小出委員。

(小出委員)

はい。6番の女性医師等の就労支援関係事業の(2)と(3)について、周知ももう少しだと思うんですが、この復職支援と、それから時短の補助ですよね。この予算を利用した方たちの後追い、例えば3年後とか5年後とか、この予算を使った方たちがどの程度現場で定着しているかということが非常に大事だと思うんですが、そちらの方に関しての観点はどうでしょうか。

(柵木会長)

はい、事務局。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

現状、今のところ県の方で、利用した医師に関するフォローというか、事後の状況等について、各病院の方に調査をしたりということは実施しておりませんので、今後そういったことを把握できるようなことも検討して参りたいと思います。ご意見ありがとうございます。

(柵木会長)

はい、他いかがでしょう。今日の全般の議事を通して。はい、どうぞ谷口委員。

(谷口委員)

この場でお聞きするのが正しいかどうかちょっとわからないんですが、最初のところに病院へのヒアリング調査等の話がありました。医師不足病院の実際の状況を確認すると。

資料の10にもありますが、医師の偏在対策とかそういうことを言うときに大体2036年に是正をされるというのは、おそらく国民の人口減と医師数の総数の兼ね合いでそういう判断をされていると思いますが、実際の現場の感覚としては、やはり診療科ごとのような問題がたくさんあって、総数だけで物が言えないことが結構多いと思うんですね。

今回この1番の病院のヒアリング調査でも、ヒアリングされるのが13病院で、おそらく地域枠の派遣の対象になる病院中心だと思いますが、愛知県全体の医療提供体制のことを知ろうと思うと、やはり他の病院に対しても、こういった診療科の医師が足りないとかそういう実態を調べる必要があると思うんですが、そういったことを予定しているかどうかというところをお聞きしたいと思います。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

ありがとうございます。

資料11の方で説明いたしましたのは、例年実施しております関連病院へのヒアリング調査ということなんですが、来年度に関しては医師確保計画の見直しについての方で説明をした、資料10の4のところの調査と書いてあるものは、計画の見直しにあたって調査を行うということで、今の地域枠医師の派遣先医療機関だけではなく、もう少し幅を広げて、愛知県全体の病院における医師の、診療科ごとの不足等の状況も含めて調査をさせていただくことを予定しております。今後、地域枠医師もどんどん数が増えて参りますので、例えば、今後派遣先の指定医療機関の拡大というようなことも検討していかなければならないということもありますので、この医師確保計画に伴う調査の方は幅広く病院の方に調査をさせていただくことを予定しております。

(柵木会長)

よろしいでしょうか。

はい、他に何か。はい、伊藤委員。

(伊藤委員)

はい。今、谷口委員お話あったことと関連すると思うのですが、医師需給計画の中でも、この事は国のWGでやってないことなのでここにお願ひできるかどうかわかりませんが、医師の需給に関して、その2次医療圏の平面的な、それぞれ2次の救急体制も含めた医師の配置計画というものを少し考え直す必要があるのではないかと思います。先ほどの診療科ということと同じだと思いますが、ただ県全体で医師の数が合っているかということと2次の救急体制が維持できるかというのは全く別の問題になってくるので、これもし可能であるとするならば、その体制についても一度検討調査をしていただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

(柵木会長)

はい。事務局。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 石原室長補佐)

いただきましたご意見もですね、来年度、今まさに今度、先ほど説明した病院に対する調査の中で、こういった項目を調査に盛り込むかということは今検討しているところでの

で、いただきましたご意見も踏まえまして、ちょっと調査内容、検討をさせていただきたいと思います。

(柵木会長)

はい。他に何かございますか。よろしいでしょうか。

はい、それでは今日の予定の協議事項はすべて承認されました。長時間にわたってご協議をいただきました。

それでは最後に事務局から何かコメントございますでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 有川室長)

事務局から2点ございます。まず、本日の会議録につきましては、後日、御発言いただきました方に内容の確認をいただいた上で、会議冒頭で会長が指名しましたお二人の署名人に御署名いただくこととしておりますので、事務局から依頼がありましたら御協力いただきますようお願いいたします。

次に、会議冒頭にも説明しましたが、資料3から資料7までにつきましては回収させていただきますので、机の上に置いたままでご退席いただきますようお願いいたします。

(柵木会長)

それでは、本日の地域医療対策協議会はこれにて終了します。ありがとうございました。